議案第４９号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う
大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、大阪広域水道企業団の共同処理する事務を変更し、これに伴う大阪広域水道企業団規約を変更することについて、関係市町村と協議するため、議会の議決を求める。

平成30年6月4日　提出

羽曳野市長　北　川　嗣　雄

提　案　理　由

大阪広域水道企業団の共同処理する事務を変更し、これに伴う大阪広域水道企業団規約を変更することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係市町村と協議するため、同法第290条の規定により提案するものであります。

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

第１条　大阪広域水道企業団規約（平成 22 年 11 月 2 日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第 2 中「四條畷市」を「泉南市、四條畷市、阪南市、豊能町、忠岡市、田尻町、岬町」に改める。

第２条　大阪広域水道企業団規約の一部を次のように変更する。

別表第 2 中「豊能町」の次に「、能勢町」を加える。

附　則

この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 36 年 4 月 1 日から施行する。

大阪広域水道企業団規約　新旧対照表（第１条による改正）

新	旧
別表第２（第３条関係） 泉南市、四条畷市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町、岬町、太子町、千早赤阪村	別表第２（第３条関係） 四条畷市、太子町、千早赤阪村

大阪広域水道企業団規約　新旧対照表(第2条による改正)

新	旧
別表第2(第3条関係) 泉南市、四条畷市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、田尻町、岬町、太子町、千早赤阪村	別表第2(第3条関係) 泉南市、四条畷市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町、岬町、太子町、千早赤阪村